

近畿バドミントン協会規約

第1章 名 称

第1条 本会は、近畿バドミントン協会と称する。

第2章 目的及び事業

第2条 本会は、近畿地区バドミントン競技団体の統括機関としてバドミントンの普及振興を図り、併せて近畿地区府県民の心身の健全な発達を図ると共に相互の親睦に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) バドミントンの普及及び振興。
- (2) バドミントンに関する審判員及び指導者の養成。
- (3) バドミントンの技術向上のために研究会及び講習会の実施。
- (4) 近畿地区における協議会の開催及び後援。
- (5) 公益財団法人日本バドミントン協会への役員の派遣。
- (6) 本会加盟団体の共通事項及び関連事項の協議と調整。
- (7) その他本会の目的達成に必要な事業。

第3章 組 織

第4条 本会は、本会の趣旨に賛同する次のバドミントン競技団体をもって組織する。

- (1) 滋賀県バドミントン協会
- (2) 京都府バドミントン協会
- (3) 大阪府バドミントン協会
- (4) 兵庫県バドミントン協会
- (5) 奈良県バドミントン協会
- (6) 和歌山県バドミントン協会
- (7) 近畿実業団バドミントン連盟
- (8) 関西学生バドミントン連盟
- (9) 近畿教職員バドミントン連盟
- (10) 近畿レディースバドミントン連盟
- (11) 近畿高等学校体育連盟バドミントン専門部
- (12) 近畿中学校体育連盟バドミントン専門部
- (13) 近畿社会人クラブバドミントン連盟
- (14) 近畿小学生バドミントン連盟

第5条 本会の事務局は、総務委員会の委員長(理事長)のもとにおく。

第4章 加盟及び登録

- 第6条 加盟団体は、分担金を納入する。分担金の額は別に定める。
加盟団体は、毎年事務局宛役員名簿及び組織表を提出し登録することとする。
役員または組織に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出することとする。

第5章 機 関

- 第7条 本会の機関として、理事会及び府県協会理事長会をおく。
理事会の議決は本会の最終のものとする。また、必要に応じて専門委員会を設けることができる。
- 第8条 理事会は、会長、副会長、常任理事、理事、及び監事にて構成し、名誉会長、顧問、及び参与はオブザーバーとして出席できる。
- 第9条 理事会及び理事長会は、それぞれ次の事項を審議決定する。

(1)理事会

- ① 事業計画及び予算の編成。
- ② 事業及び収支決算の報告と承認。
- ③ 規約の制定及び改廃。
- ④ 役員の選任。
- ⑤ 加盟及び脱退の承認。
- ⑥ 加盟分担金の決定。
- ⑦ 理事会で審議する内容。
- ⑧ その他重要事項。

(2)理事長会

- ① 役員の選任。
- ② 理事会への提案事項を審議する。
- ③ その他重要事項。

- 第10条 理事会は、必要に応じ会長これを招集し、会長が議長となり開催する。
理事長会は、必要に応じ事務局長が召集し、事務局長が議長となり開催する。
- 第11条 会議の成立は、構成員総数3分の2以上(委任状を含む)の出席を必要とする。
- 第12条 議事の決定は、その出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。
- 第13条 すべての会議は、議事録を作成しこれを事務局にて保管する。

第6章 役 員

- 第14条 本会は、次の役員をおく。
- | | |
|----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 5名 |
| (3) 常任理事 | 6名 |
| (4) 理事 | 若干名 |
| (5) 監事 | 2名 |

- 第 15 条 本会は、前条の役員の他に理事会の審議を経て、名誉会長、顧問、参与をおくことができる。
- 第 16 条 第 15 条に定める役員の任期は 2 年とする。ただし再任は妨げない。
- 第 17 条 役員に欠員が生じその補充を必要とするときは、所定の手続きを経て補充し、会長これを委嘱する。この場合後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第 18 条 会長、副会長は理事会において推薦し選出する。
会長は、各府県協会会長より選出する。
副会長は、会長選出外の府県協会会長がこれにあたる。
- 第 19 条 会長は、本会を代表し会務を総理する。副会長は、会長を補佐し会長が支障あるときはその会務を代行する。
- 第 20 条 理事は、加盟団体を代表する理事長または委員長とし会務を執行する。
- 第 21 条 事務局長は、事務局所在の理事長があたる。
なお、事務局次長をおくことが出来る。
事務局次長は、事務局長を補佐する。
- 第 22 条 監事は、理事長会で推薦し、理事会の議を経て会長これを委嘱する。
- 第 23 条 監事は、本会の会務を監査する。
- 第 24 条 公益財団法人 日本バドミントン協会地区代表理事は別に定める規定による。
- 第 25 条 公益財団法人 日本バドミントン協会地区連盟代表協議会、地区代表者は別に定める規定による。
- 第 26 条 地区代表理事及び地区・連盟代表者協議会地区代表の任期は 2 年とする。
- 第 27 条 ① 地区代表理事は、本会を代表して公益財団法人 日本バドミントン協会の理事を務める。
② 地区代表者は、本会を代表として公益財団法人 日本バドミントン協会地区連盟代表者協議会の委員を務める。
- 第 28 条 顧問及び参与は公益財団法人 日本バドミントン協会理事経験者及び会長の推薦により会長これを委嘱する。

第 7 章 専門委員会

- 第 29 条 本会の事業の執行を円滑にするため次の専門委員会をおく。
(1) 競技指導委員会
(2) 審判委員会
(3) 総務委員会
- 第 30 条 各専門委員会の構成員は理事会の議を経て選出し、会長これを委嘱する。
- 第 31 条 各専門委員会には、委員長、副委員長をおく。
委員長は府県協会理事長より、副委員長は委員中より互選にて選出する。
- 第 32 条 各専門委員会は、理事会の委任をうけた事項を審議し、理事会の承認を受けて執行する。

第8章 経費及び会計

第33条 本会の経費は、加盟団体の分担金、特別会費、寄付金、補助金、委託金、その他の収入をもってこれに充てる。

第34条 本会の会計は事務局長の府県が担当する。

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第9章 規約の改廃

第36条 本規約の運用に疑義が生じた場合の運用及び本規約の改廃に関しては、理事会の審議を経て決定する。

第37条 本規約の執行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

第10章 補 則

第38条 1. 本規約は、昭和62年2月7日より実施する。

2. 本規約の一部を改正し、平成5年8月28日より実施する。

3. 本規約の一部を改正し、平成12年5月13日より実施する。

4. 本規約の一部を改正し、平成17年4月23日より実施する。

5. 本規約の一部を改正し、平成18年5月13日より実施する。

6. 本規約の一部を改正し、平成23年4月29日より実施する。

7. 本規約の一部を改正し、平成29年4月30日より実施する。

8. 本規約の一部を改正し、平成31年4月29日より実施する。

近畿バドミントン協会の組織図

2019.4.29

